

令和3年長審第3号

裁 決  
作業船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所  
令和2年9月21日20時40分  
佐賀県呼子港
- 2 船舶の要目  
船種 船名 作業船A  
全 長 14.30メートル  
機関の種類 ディーゼル機関  
出 力 330キロワット
- 3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を設け、同室前部左舷側にGPSプロッター、レーダー及び魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置、磁気コンパス及び舵輪、舵輪の後方に背もたれ付きの椅子をそれぞれ備えたFRP製交通船兼作業船で、a受審人が1人で乗り組み、花火大会開催海域の警戒業務の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和2年9月21日07時30分呼子港を発し、佐賀県浜崎漁港西方沖合に向かった。

a受審人は、13時20分浜崎漁港西方沖合に到着し、花火大会の準備作業を行った後、前示警戒業務に当たり、花火大会終了後、一旦同漁港に着岸し、19時45分浜崎漁港を発して帰途に就いた。

ところで、a受審人は、出港日の前夜、6時間ないし7時間の睡眠を取っており、睡眠不足の状態ではなかったものの、平素と比べて勤務時間が長く疲労を感じていた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、北東の風波を右舷方から受けて横揺れする中、舵輪後方に立って操船に当たり、佐賀県唐津港沖合を北上して同県女瀬鼻と佐賀県神集島の間を通過し、20時29分僅か前鷹島灯台から094度（真方位、以下同じ。）1.4海里の地点で、針路を呼子港中防波堤南灯台の灯光付近に向く261度に定め、同灯台から約500メートル沖合のところで港口に向けて針路を転じるつもりで、機関を回転数毎分1,700に掛け、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、風波を右舷後方から受けるようになって横揺れが軽減したので、椅子に腰を掛けて続航し、20時31分僅か前鷹島灯台から098度1.1海里の地点に達したとき、疲労に加えて周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催したが、着岸まであと少しの時間なので、眠気を我慢できるものと思い、

立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとることなく進行した。

こうして、a 受審人は、同じ姿勢を続けるうちいつしか居眠りに陥り、予定転針地点を通過して呼子中防波堤に向首続航し、20時40分鷹島灯台から228度1,050メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力で、同防波堤北面の消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底外板に破口等を生じ、のち廃船処理された。

#### (原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、呼子港東方沖合において、同港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、呼子中防波堤に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、呼子港東方沖合において、同港に向けて帰航中、疲労に加えて周囲に航行の支障となる他船を見掛けなかったことから気が緩んで眠気を催した場合、椅子に腰を掛けたままでいると居眠りに陥るおそれがあったから、居眠り運航とならないよう、立ち上がって体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同人は、着岸まであと少しの時間なので、眠気を我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥り、呼子中防波堤に向首進行して同防波堤北面の消波ブロックに乗り揚げた事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月27日

長崎地方海難審判所

審判官 植松 正